

朝霞市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、朝霞市が発注する工事の請負契約に係る競争入札において、事後審査型条件付一般競争入札を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事後審査型条件付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定により、入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定めた条件付一般競争入札を実施し、開札後に最低価格者に対して入札参加資格に関する審査を行い、落札者を決定するものをいう。

(対象工事)

第3条 事後審査型条件付一般競争入札の実施対象は、予定価格1,000万円以上の工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、朝霞市工事請負業者等指名委員会（以下「指名委員会」という。）において事後審査型条件付一般競争入札に付することが適当でないとき、他の契約方法により実施することができるものとする。

(入札参加資格)

第4条 入札参加資格は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定により更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定により再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 朝霞市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、対象工事に対応する業種で登載されている者であること。

(4) 公告日から入札日までの期間に、朝霞市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 公告日から入札日までの期間に、朝霞市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 朝霞市建設工事等指名業者選定要領第4条第3項から第5項の規定に該当しない者であること。

2 必要に応じて、前項のほか次の各号に定める事項に係る入札参加資格について定め

ることができるものとする。

- (1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分
- (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合評点値の区分
- (3) 対象工事に対応する業種の資格者名簿における資格審査数値の区分
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく許可を受けた営業所の所在地
- (5) 一定の基準を満たす同種・類似工事の施工実績
- (6) 当該工事に配置予定の技術者
- (7) その他市長が必要と認める事項

(公告内容等の決定)

第5条 市長は、前条に定める入札参加資格のほか公告の内容等を指名委員会に諮り決定するものとする。

- 2 事後審査型条件付一般競争入札は、原則として埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により執行する。
- 3 前項の規定にかかわらず、指名委員会が認めるときは、郵便入札により執行することができる。
- 4 電子入札及び郵便入札の手続に関して必要な事項は、別に定める。
(入札の公告)

第6条 公告は、市役所前の掲示場及び市のホームページにおいて行うものとする。

(入札の参加)

第7条 入札参加希望者は、システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、郵便入札により執行する場合においては、事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（様式第1号）を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。
(設計図書等)

第8条 設計図面、設計書、仕様書及び特記仕様書は、入札参加希望者に閲覧又は貸与するものとする。

- 2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、所定の期日及び方法を定め、すべての入札参加希望者へ周知するものとする。
(現場説明会)

第9条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札保証金)

第10条 入札保証金の納付及び減免については、朝霞市契約規則（以下「契約規則」という。）第4条及び第7条の規定に基づくものとする。

(入札金額見積内訳書)

第 1 1 条 入札参加希望者から、初度入札時に入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めるものとする。

（入札の執行）

第 1 2 条 入札書を提出した者の数が 2 者に満たないときは、入札を中止するものとする。

2 再度入札は、1 回限りとする。

（不調時の取扱い）

第 1 3 条 再度入札によっても落札者がいないときは、令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、随意契約とすることができるものとする。

（入札の辞退）

第 1 4 条 入札参加希望者は、入札書を提出するときまで、いつでも入札を辞退することができるものとする。

（入札の無効）

第 1 5 条 次の各号のいずれかに該当する入札及び明らかに連合と認められる入札は、これを無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 告示書等で指示した日時、場所及び方法により入札書が提出されないもの
- (4) 入札書に記名若しくは押印若しくはこれに相当する電磁的記録がないもの
- (5) 入札書と内訳書の金額が相違するもの
- (6) 入札書又は内訳書の記載事項が誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なもの
- (7) 郵便（郵便入札による場合を除く）、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (8) 告示書等に示す事項に反した者がした入札
- (9) 電子入札にあつては、システム又は電子証明書の不正使用により行った入札
- (10) 競争参加資格確認申請書又は事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書を提出しない者がした入札
- (11) 入札参加資格審査のために市長が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札
- (12) 虚偽の競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

（落札決定の保留）

第 1 6 条 市長は、予定価格の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けたときは予定価格と最低制限価格の範囲内で入札した者）を落札候補者とし、落札候補者がいるときは入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

（参加資格の審査に必要な書類の提出）

第17条 市長は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、速やかに次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 第一順位の落札候補者は、入札参加資格の有無を確認するため、入札執行日の翌開庁日（土日及び祝日を除く）までに、次の各号に定めるもの（以下「審査書類等」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 事後審査型条件付一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第2号又は様式第3号）

(2) 事後審査型条件付一般競争入札参加資格等確認資料（様式第4号又は様式第5号）

(3) 特定建設工事共同企業体協定書（特定建設工事共同企業体の場合、様式第10号）

(4) その他市長が必要と認めるもの

3 第一順位の落札候補者が前項の規定による審査書類等を期限内に提出しないとき又は入札参加資格の審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

4 前項に規定する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると市長が認めるときは、入札参加停止要綱に係る報告手続などの措置を講ずるものとする。

（参加資格の審査）

第18条 市長は、入札参加資格要件に基づき、第一順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合にはその者を失格とし、次に低い価格を提示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について審査を行う。この場合において、前条及び本項中「第一順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替えるものとし、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

2 同額の入札を行った落札候補者がいる場合にはくじにより審査の順序を決定する。

3 第1項の審査は、入札書、内訳書、審査書類等により行うものとする。

4 入札参加資格の審査は、前条第2項に規定する審査書類等の提出期限の翌日から起算して原則として3日以内（土日及び祝日を除く）に行わなければならない。ただし、入札参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

5 入札参加資格の審査は、事後審査型条件付入札参加資格審査結果調書（様式第6号）により取りまとめ、審査書類等とともに保存するものとする。

（落札者の決定又は入札参加資格不適合の決定）

第19条 市長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、通知するものとする。

2 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適合通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

（入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第20条 入札参加資格不適合通知書を受理した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第2項の通知の日の翌日から起算して原則として5日以内（土日及び祝日を除く）に、市長に対して入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

2 入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、苦情申出書（様式第8号）を持参又は郵送することにより行うものとする。

3 市長は、第1項の説明を求められたときは、苦情申出書を受理した日の翌日から起算して原則として5日以内（土日及び祝日を除く）に、苦情の申立てに対する回答書（様式第9号）により回答する。

4 当該苦情の申出は、第18条1項の事務の執行を妨げないものとする。

（その他）

第21条 この要綱に特別の定めがない事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

様式第1号

事後審査型条件付一般競争入札参加申請書

年 月 日

朝霞市長 宛

住 所
商号又は名称
代 表 者
又 は
代 理 人

印

下記工事の入札公告に示された、事後審査型条件付一般競争入札に参加したいので申請します。

記

1 公告年月日 年 月 日

2 工 事 名

3 履 行 場 所

4 連 絡 先

(1) 商号又は名称

(2) 担当者所属・氏名

(3) 電 話 番 号

様式第2号

事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

朝霞市長 宛

住 所
商号又は名称
代 表 者
又 は
代 理 人

⑩

下記工事の入札公告に示された、事後審査型条件付一般競争入札参加資格等確認資料等を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告年月日 年 月 日

2 工 事 名

3 履 行 場 所

4 連 絡 先

(1) 商号又は名称

(2) 担当者所属・氏名

(3) 電 話 番 号

様式第3号（特定建設工事共同企業体）

事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

朝霞市長 宛

特定建設工事共同企業体の名称 _____

代表構成員 住 所
商号又は名称
代 表 者 ⑩

構 成 員 住 所
商号又は名称
代 表 者 ⑩

下記工事の共同請負のため、特定建設工事共同企業体を結成したので、入札公告に示された事後審査型条件付一般競争入札参加資格等確認資料及び特定建設工事共同企業体協定書を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、各構成員とも地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告年月日 年 月 日

2 工 事 名

3 履 行 場 所

4 連 絡 先

(1) 商号又は名称

(2) 担当者所属・氏名

(3) 電 話 番 号

様式第4号

事後審査型条件付一般競争入札参加資格等確認資料

1. 対象工事に対応する許可業種に係る経営規模等評価結果通知書の総合評定値

点（平成 ・ 年度入札参加資格審査申請時経審総合評点）

2. 建設業法に基づく許可を受けた営業所の所在地

3. 公共工事施工実績（平成 年度以降）

工 事 名	
発 注 機 関	
履 行 場 所	
契 約 金 額	
工 期	
工 事 の 種 類	

- ※ 告示書に記載のある書類を添付すること
- ※ 共同企業体によるものは、その協定書の写しも添付すること
- ※ 仮契約書によるものは、議会の議決を示す書類の写しを添付すること
- ※ 変更契約がされている場合は、変更後の内容で記載すること

4. 当該工事における配置予定の技術者名、施工実績及び従事状況

技術者名	資格名	
	氏名	
	生年月日	
	免許番号等	
	取得年月日	
施工実績	工事名	
	発注機関	
	履行場所	
	請負金額	
	工期	
申請時の工事の従事状況	工事名	
	発注機関	
	履行場所	
	請負金額	
	工期	

※ 施工実績は、5年以内の類似工事における主任技術者もしくは監理技術者としての実績を優先して記載すること

※ 申請時現在、従事している工事がない場合でも今後の工事予定がある場合はその予定について記載すること

様式第5号（特定建設工事共同企業体）

事後審査型条件付一般競争入札参加資格等確認資料

特定建設工事共同企業体の名称 _____

1. 対象工事に対応する許可業種に係る経営規模等評価結果通知書の総合評定値
（平成 年度入札参加資格審査申請時経審総合評点）

	商号又は名称	総合評点
代表構成員		
構成員		

2. 建設業法に基づく許可を受けた営業所の所在地

	商号又は名称	所在地
代表構成員		
構成員		

3. 公共工事施工実績（平成 年度以降）

代表構成員の施工実績

工 事 名	
発 注 機 関	
履 行 場 所	
契 約 金 額	
工 期	
工 事 の 種 類	

構成員の施工実績

工 事 名	
発 注 機 関	
履 行 場 所	
契 約 金 額	
工 期	
工 事 の 種 類	

- ※ 告示書に記載のある書類を添付すること
- ※ 共同企業体によるものは、その協定書の写しも添付すること
- ※ 仮契約書によるものは、議会の議決を示す書類の写しを添付すること
- ※ 変更契約がされている場合は、変更後の内容で記載すること

4. 当該工事における配置予定の監理技術者名、施工実績及び従事状況

監 理 技 術 者 名	資 格 名	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	免 許 番 号 等	
	取 得 年 月 日	
施 工 実 績	工 事 名	
	発 注 機 関	
	履 行 場 所	
	請 負 金 額	
	工 期	
申 請 時 の 工 事 の 従 事 状 況	工 事 名	
	発 注 機 関	
	履 行 場 所	
	請 負 金 額	
	工 期	

※ 施工実績は、5年以内の類似工事における主任技術者もしくは監理技術者としての実績を優先して記載すること

※ 申請時現在、従事している工事がない場合でも今後の工事予定がある場合はその予定について記載すること

事後審査型条件付入札参加資格審査結果調書

工事名	
履行場所	
開札日	
落札候補者	

【資格要件】

資格者名簿への登載	適	否（理由： ）
申請事業所所在地	適	否（理由： ）
指名停止中でない	適	否（理由： ）
資格審査数値や格付	適	否（理由： ）
施工実績	適	否（理由： ）
配置予定技術者（資格）	適	否（理由： ）
配置予定技術者（雇用関係）	適	否（理由： ）
経営事項審査	適	否（理由： ）
社会保険等の加入（※）	適	否（理由： ）

（※）「適」には、審査対象外、適用除外を含む

【確認結果等】

上記のとおり落札候補者が 適格 ・ 不適格 であることを確認しました。

年 月 日

確認者 (役職)・(氏名)
(役職)・(氏名)

朝入発第 号
年 月 日

入札参加資格不適合通知書

様

朝霞市長 (市長名) 印

貴社が先に入札した下記工事について、貴社の入札参加資格を審査した結果、下記の理由により入札参加資格を満たさないと認めましたので通知します。

記

公告日	
開札日	
工事名	
履行場所	
入札参加資格を満たさないと認めた理由	

《苦情の申立について》

入札参加資格を満たさないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができますので、本通知を受けた日から起算して5日（休日等を除く）以内に、苦情申出書を朝霞市役所入札契約課に提出してください。

様式第8号

苦 情 申 出 書

年 月 日

朝 霞 市 長 宛

1 苦情申出者

住 所	
電 話 番 号	
商号又は名称	
代 表 者 氏 名	
建設業許可番号	

2 苦情申出の対象となる工事名

工 事 名	
-------	--

3 苦情のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

朝入発第 号
年 月 日

苦情の申立てに対する回答書

様

朝霞市長 (市長名) 印

年 月 日付けの苦情の申立てについて、下記のとおり回答します。

記

1 苦情の申立てがあった工事

工事名

2 回答

注 この申立書は、書留等配達日が特定できる郵便により申立者に送付すること。

様式第10号（特定建設工事共同企業体）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当特定建設工事共同企業体は、朝霞市発注に係る_____（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。）及び附帯する事業を共同連帯して施工することを目的とする。

（名称）

第2条 当特定建設工事共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後12箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

3 当企業体は、第1条に規定する工事を請負うことができなかったときは、前2項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 又 は 代 理 人

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 又 は 代 理 人

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、_____を代表とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前金払及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。

ただし、当該工事について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する工事の完成にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い、当企業体が負担する債務の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が第1条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員うちの脱退した者があるとき、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ 外1社は、上記のとおり _____

特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

また、この協定書を別途1通作成し、朝霞市に提出するものとする。

平成 年 月 日

所在地
代表
構成員 商号又は名称
代表者
又は
代理人

印

所在地
構成員 商号又は名称
代表者氏名
又は
代理人

印